

日 銀 業 第 3 5 2 号
2 0 2 5 年 1 1 月 7 日

担保差入金融機関等 御中

日 本 銀 行

「担保に関する細則」の一部改正等に関する件

日本銀行では、2025年11月27日から適格住宅ローン債権信託受益権担保にかかる掛目を変更することとしたこと^(注)に伴い、標記規程の一部を別紙1のとおり改正し、本日から実施するとともに、別紙2のとおり経過措置を講ずることとしましたので、通知します。

本件に伴い、担保差入先が2025年11月27日以降の日を適用日として適格住宅ローン債権信託受益権の担保差入またはその担保価額変更の依頼を行う場合には、本改正後の書式により「担保差入証書（住宅ローン債権信託受益権）」または「担保価額変更依頼書（住宅ローン債権信託受益権）」を提出する必要がありますので、ご留意下さい。

（注）日本銀行ホームページに掲載されている、2025年10月10日付の「適格担保の担保価格」の一部改正等について」をご参照ください。

以 上

「担保に関する細則」 中一部改正

- 第 20 号書式 (C) および第 20 号書式の 2 中、「60%」を「59%」に改める。

経過措置

「担保差入証書（住宅ローン債権信託受益権）」（「担保に関する細則」第 20 号書式（C））については、担保差入先が 2025 年 11 月 27 日よりも前の日を適用日として適格住宅ローン債権信託受益権の担保差入を行う場合には、本件による改正前の書式によるものとする。